

○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 ○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）（抄）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(麻薬) 第一条 (略) 一〜四十六 (略) 四十七 一―ナフタレニル(一―ペンチル―H―インドール―三―イル)メタノン及びその塩類 四十八・四十九 (略) 五十 (一RS・三SR)―三―「二―ヒドロキシ―四―(二―メチルノナン―二―イル)フェニル」シクロヘキサ―一―オール及びその塩類 五十一〜六十二 (略) 六十三 二―(メチルアミノ)―一―(四―メチルフェニル)プロパン―一―オン及びその塩類 六十四〜七十七 (略) 七十八 一―(三・四―メチレンジオキシフェニル)―二―(ピロリジン―一―イル)ペンタン―一―オン及びその塩類 七十九〜八十四 (略)</p>	<p>(麻薬) 第一条 (略) 一〜四十六 (略) (新設) 四十七・四十八 (略) (新設) 四十九〜六十 (略) (新設) 六十一〜七十四 (略) (新設) 七十五〜八十 (略)</p>